

宮城県東部保健福祉事務所 高齢者支援班のメールマガジンにご登録いただきありがとうございます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症への対応のためメールマガジンを発行することができませんでした。今年度は定期的に情報を発信していきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

発行日：令和5年5月1日

■ =====

【目次】

1 高齢者支援班からのお知らせ

- (1) 5類移行後の新型コロナに罹患した介護従事者の就業制限解除の考え方について
- (2) 令和3年度介護報酬改定への対応について
- (3) 介護サービス事業者の変更届出について

2 事務所からのお知らせ

★ =====

1 高齢者支援班からのお知らせ

★ =====

(1) 5類移行後の新型コロナに罹患した介護従事者の就業制限解除の考え方について

○令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は法律に基づく外出自粛は求められなくなりますが、高齢者施設等には重症化リスクを有する高齢者が多く生活することを踏まえ、各施設においては新型コロナに罹患した従事者が
出た場合、当該介護従事者の就業制限について考慮していただく必要があります。

○具体的には、発症後5日間が経過し、かつ解熱及び症状軽快から24時間が経過するまでは外出を控えることが推奨されています。

○また、発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用やハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮していただくようお願いいたします。

○詳しくは以下の厚生労働省からの事務連絡をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>

(2) 令和3年度介護報酬改定への対応について

○令和3年度の介護報酬改定により、介護施設・事業所には以下の取組が求められています。

①感染症対策の強化

感染症対策委員会の定期的な開催、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

の定期的な実施

②業務継続に向けた取組の強化

業務継続計画（BCP）の策定、必要な研修及び訓練の定期的な実施

③高齢者虐待防止の推進

虐待防止検討委員会の定期的な開催、虐待の防止のための指針の整備、虐待の防止のための研修の定期的な実施、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者の設置

○上記取組については、令和6年3月31日までは努力義務とされていますが、今年度中に対応しないと基準違反となりますので、介護施設・事業所におかれましては早めのご対応をお願いします。

○厚生労働省のWebサイトには感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修動画、BCPのひな形などが掲載されていますので、対応に当たっての参考としてください。

○令和3年度介護報酬改定についてはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

○感染対策マニュアルやBCP作成支援研修動画などはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourishi/taisakumatome_13635.html

○また、有料老人ホームについても設置運営指導指針が改正され、介護施設・事業所と同様の取組が求められていますので、適切にご対応願います。

○宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針はこちら

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/yuryou-tetuduki.html>

(3) 介護サービス事業者の変更届出について

○年に1度の変更届出をお忘れなく！

下記①の事項について変更があった場合には、毎年5月1日現在の状況を6月末までに届出する必要があります。該当する項目がある場合には忘れずに変更届の提出をお願いいたします。

また、②の事項について変更があった場合には、変更のあった日から10日以内に変更の届出を行う必要がありますので、ご留意願います。

①年に1度の変更届出が必要な事項

- ・ 登記簿謄本又は条例等
- ・ 備品（訪問入浴介護事業所に限る）
- ・ サービス提供責任者の氏名及び住所等
- ・ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ・ 併設施設の状況（介護保険施設に限る）
- ・ 運営規程（人員基準を満たした上での人員変更についてのみ）

②10日以内に変更届出が必要な事項

- ・ 事業所（施設）の名称、所在地（事業所を移転する場合は事前に県

